

憲法キャラバンの提起

(第 29 回定期大会方針より)

(前略)

○憲法を語り、仕事にいかし、積極的に地域に出て、幅広い共同を広げよう

2010 年をみすえながら、その初年度としてのこの一年、「憲法尊重擁護義務」を宣誓し、「全体の奉仕者」として公務公共業務に責任を負う自治体・公務公共労働者、労働組合の存在をかけ、積極的に地域に出て住民との懇談、対話をすすめてみましょう。

多くの有権者が自民党政治に「ノー」の審判を下し、新しい政治の方向や中身について考え始めている時、私たちが積極的に地域に出て国民と対話することは重要です。

同時に職場闘争と憲法闘争を結合し、全労連の提起するとりくみをはじめ、第 9 回地方自治研究全国集会共同実行委員会の諸団体や自治体関係者との共同をさらに広げたたかいを発展させましょう。

秋からは職場で「憲法を学び、語る大運動」をすすめ、「いかせ 9 条！全国キャラバン」(08 年 5 月)などを行い、全労連 500 万署名運動に結集して、2008 年 8 月までに「組合員 1 人 10 筆署名」行動にとりくみましょう。「貧困と格差、地方切り捨て」を許さず、地方自治と公共性の充実を求め、「くらしと地域、地方自治を豊かに発展させる」自治体関係者や住民との共同の運動を各地で広げましょう。「見直そう運動」を発展させ、地域では住民の参加と視点で自治体業務を見直し、職場では、「集中改革プラン」とのたたかいを重視し、予算・人員闘争、自治体業務の市場化・営利化を許さないたたかいをすすめてみましょう。こうしたとりくみを自治研活動として広げ、「第 9 回地方自治研究全国集会」(08 年 10 月 18～19 日、京都)の成功につなげましょう。

改憲発議を許さない国民との大きな共同の前進と、公務公共労働者の要求実現のため、組織拡大専任者制度の本格稼働や非正規・関連労働者の「センター的機能」強化をすすめ、元気な職場・参加型組合活動を広げ、すべての自治体・公務公共関係労働者を視野に「30 万自治労連」をめざし、大いに力を出し合ひましょう。

(途中略)

《運動の重点課題》

1. 07 年秋から、すべての職場で「憲法学び、語る大運動」、08 年 5 月には、「いかせ 9 条！全国キャラバン」をすすめます。「9 条」を守り、海外で「戦争する国」づくりを許さず、憲法がいきる国と地域をつくるため、職場に推進体制をつくり、地域で「九条の会」をはじめとした共同を広げ、08 年 8 月までに「組合員 1 人 10 筆署名」を達成し、草の根の壮大な運動で改憲発議をさせない世論をつくります。

(途中略)

(3) 地域の運動推進に、役割を発揮して

- ① 「地域九条の会」や地域共同センターの確立と運動の推進にむけて、単組などが大きな役割を発揮することをめざします。地域の住民過半数を目標にした署名運動を推進します。
- ② 「9の日宣伝」など、地域での継続的な宣伝・対話運動をよりいっそう広げます。
- ③ 全国で憲法宣伝をリレーする「いかせ9条！全国キャラバン」を本部と地方組織が連携して2008年5月を中心に実施します。

(以下略)

第3号議案

地域から、憲法と地方自治をいかに守るため、 憲法キャラバンを広げ、「こんな地域と日本を つくりたい」の提言運動に発展させよう(案)

はじめに

参議院選挙の結果、10年以上続いた「保守二大政党」による悪政の競い合いの構図が崩れ、自民党政治と労働者・国民の願いとの対決の構図へと、大きな変化が生み出されています。

改憲をめぐるのは、私たちの運動の中で、参議院選挙の大きな争点に押し上げ、選挙結果では、明確に改憲を指向する自民・みんな・維新の議席を2/3以下に抑え込み、ただちに改憲発議ができる状況を許していません。

しかし、日本の憲法史上初めて、衆議院議席では、改憲諸政党の議席が3分の2を占め、衆参両院での憲法審査会の審議が終了しました。すでに政権与党の自民党が改憲草案を提示し、「まず96条改定から」と改憲の意図をあらわにしています。

自民党の改憲草案は、「国民からの政府への命令書」としての立憲主義を否定し、基本的人権の制限とともに、生存権の保障を弱め、福祉国家に向かう理念を否定するものです。

また、改憲の動きと軌を一にして、統治機構の改編として、国の役割を外交・防衛に特化し、国民の暮らしを地方と個人の自己責任に押し付ける道州制導入や、公務員を時の政権への奉仕者に変える、公務員制度改革が狙われるなど、地方自治や住民生活にとって重大な時期を迎えています。

改憲の動きが具体化し、新自由主義による「構造改革」が一層強められようとしているもとで、その対抗軸として、「憲法がいきる、良質で安定した雇用と社会保障拡充を柱とする新たな福祉国家」とその下での地方自治体の姿をめざす、国民的な合意形成を進める必要があります。

今後予定される国政選挙までの3年間は、日本の社会の進路と社会のあり方をめぐる重大問題で、国民・労働者の共同をさらに広げ、悪政の進行をくい止めるとともに、憲法をいかに守ることをすべてのたたかひの中心軸に据えることが求められています。

自治労連は、憲法擁護・尊重義務を担う自治体・公務公共関係労働者で構成する労働組合として、憲法改悪を許さず、憲法・地方自治をいかに、住民の生活と権利を守る運動を進めてきました。また、国民全体の奉仕者として、自らの仕事と職場のあり方を再点検し、改善する様々な運動を、住民とともに進めてきました。

そしてこの運動の到達点の上に立って、「憲法をいかに住民生活を守る」ことを、自治労連の「特別な任務」と位置付け、この任務の意思統一と、今後3年間の運動の実践を進めることを、第35回定期大会の運動方針(案)で提起をしています。

本議案は、この自治労連の「特別な任務」を意思統一し、「運動の2つの柱」を、今後3年間に渡っ

て実践・推進していく上で、中長期的な方針の提起を行うものです。

1. 運動の2つの柱と、取り組みの経過

(1) 運動の2つの柱

- ① 憲法をいかし住民生活を守る自治体をめざす共同を広げる戦略的な課題として、2016年7月までにすべての自治体を対象に「憲法キャラバン」を実施する事を目標に、2013年中にその実施計画を確立し、実践を開始します。

あわせて、単組では、地域要求とも結合しながら諸団体との憲法をいかす懇談・共同を進めます。

- ② この間進めてきた「対話と提言の運動」（見直そう問い直そう、仕事と住民の安全安心運動、地域調査・政策づくり運動、予算人員闘争など）を発展させ、自治労連の「憲法がいきる、こんな地域と日本をつくりたい」の提言運動に結合します。

中央では、地方・地域の実践と結んで、2005年に決定した「こんな地域と日本をつくりたい」の提言文書の改定を進めます。

地方組織・単組では、引き続いて「対話の提言の運動」などを発展させるとともに、民主的自治体建設の課題などとも結合しながら「こんな地域をつくりたい」の提言をまとめることをめざします。

(2) 憲法キャラバンの実践と果たした役割

改憲の動きの強まりとそれに大きく対抗する2004年の「九条の会」の発足のもとで、自治労連は地域から憲法いかす合意を広げるために、署名、職場九条の会の取り組みとあわせて、05年から「憲法での自治体キャラバン」を開始し、全自治体首長に「憲法への思い」メッセージ集の呼びかけを進め、08年から毎年の「憲法キャラバン」を続けてきました。

この「懇談型・対話型」の憲法キャラバンは、約700の自治体を直接訪問し、憲法第25条の生存権保障と国の責任、地方自治の役割と地方財政の確立などで幅広い一致点をつくり出してきました。こうした取り組みで全自治体を訪問する地方組織・県事務所が生まれ、組織強化拡大の足掛かりも築いています。

また、様々な課題で自治体共同を作り出す契機をつくり出しています。この間、「平和市長会議」「九条を守る首長の会」「地方を守る会」「脱原発をめざす首長会議」などの結成と発展など、地域の合意が憲法をいかす大きな力となっており、一層の地域からの合意と共同の重要性が増しています。

(3) 「こんな地域と日本をつくりたい」－提言運動の経過

- ① 自治労連は、構造改革、「公務員制度改革」、市町村合併の強まりのもと、2001年第23回定期大会で「こんな地域と日本をつくる」基本要求（①住民全体の奉仕者としての職務に専念できる賃金・権利・労働条件の保障を確立する、②自治体リストラに反対し、地方自治拡充と地方財政の民主的再建をめざす、③住民生活擁護と地域経済の振興を図る、④平和と民主主義を守り、憲法を職場と地域に生かす）を掲げ、そのための「1自治体1共同」の運動を提起し、輝

く 21 世紀の運動を展望しました。

これらの実践の上に立って 2005 年、その基本要求を具体化した本部文書として「こんな地域と日本をつくりたい」の提言案を作成しました。その後、住民のいのちとくらしを守ることが目的である自治体の行政や施設で、子どもや高齢者、障害者など、社会的弱者のいのちが奪われる事件や事故が相次いで起こり、住民のくらしと権利を守るべき地方自治体のあり方を考える「見直そう、問い直そう、仕事と住民の安全・安心」を実践しました。

さらに自治体・公務公共関係労働者が仕事と職場を語り、地域に出て住民との対話をひろげ、やりがいをもって働き続けられる職場と、誰もが安心して住み続けられる地域をめざす提案型運動として「対話と提言」の運動へと発展させ、推進してきました。

- ② 2011 年 3 月 11 日の東日本大震災・福島第一原発事故を経験し、地方自治体や国のあり方や役割があらためて問い直されました。震災後、初めての開催となった第 11 回地方自治研究全国集会（2012 年 9 月）は、自公民の大連立による消費税増税、社会保障制度の改悪などの悪政や、明文改憲も射程に入れた強権政治が進められようとする重大な情勢のもとで、憲法と地方自治をくらしの中にいかすことを中心に据え、①憲法を対抗軸に「構造改革」を打ち破る、②公務・公共サービスを拡充する、③原発ゼロ、再生可能エネルギーへ転換するなど、今後の地方自治運動の政策、運動の課題や展望を明らかにしました。
- ③ さらに、2012 年の第 34 回定期大会では、新自由主義による「構造改革」が国民生活全体を切り崩すもとで、その対抗軸として、自治労連の提言「憲法がいきる、こんな地域と日本をつくりたい」の運動を、学習と実践を踏まえて進めていくことを提起しました。

2. 取り組みの重要性

いまなぜ、この運動（自治体労働者論の今日の実践）が重要なのか

—住民の安全・安心まもる自治体・公務公共関係労働者の役割発揮を—

(1) 新自由主義による構造改革がもたらした職場の変化

いま職場では、市町村合併や「集中改革プラン」により、慢性的な人不足、長時間労働の蔓延、メンタルヘルス不全をはじめとした健康破壊が進んでいます。また、「構造改革」の推進と人事評価制度の導入等により、身近な仕事に対する集団論議が困難となり、仕事が「自己責任」に追いやられ、ともすれば、住民の安全・安心のための仕事ではなく、機械的に「与えられた仕事をこなさざるを得ない」実態もあります。

(2) 深刻さを増す住民の暮らしと、「つくられた対立」

一方、住民生活は、医療、介護、年金、福祉、子育てなど、どの分野でも社会保障構造改革の推進により、自立・共助の強調のもとで公的責任が後景に追いやられ、深刻さを増しています。その結果、より住民（現場）に近い自治体・公務公共関係労働者ほど、深刻な住民生活との矢面に立たされざるを得ません。また、そのことが結果として、「公務員バッシング」の背景にもなっています。

同時に、今政府が進めようとしている公務員制度改革は、こうした構造改革を進める「公務員づくり」に他なりません。

(3) 全国のこの間の取り組みの経験と教訓

- ① 地域に出て、住民生活の深刻さを目の当たりにすることにより、自治体・公務公共関係労働者としての役割を再認識していること。
- ② 圧倒的多くの住民は、自治体・公務公共関係労働者からの語りかけ、問いかけを待っているし、歓迎してくれること。
- ③ 最初はちゅうちょがあるものの、住民の中へ足を踏み出すことにより、自治体・公務公共関係労働者が住民から励まされていること。
- ④ 大局的には、現在の情勢のもとで、民主的自治体労働者論の今日的な実践が求められるなか、組合員がその実践に踏み出す上で、執行部が組合員を信頼し、その構えをつくっていること。

(4) 分断を打ち破る取り組みとして

自治体・公務公共関係労働者は本質的に「住民の役に立ちたい」と願っています。同時に、住民にとって、目の前の自治体・公務公共関係労働者が「役に立っている」と実感された時に、分断攻撃を打ち破ることができます。このことに確信を持ち、職場から、深刻な職場実態と住民生活の実態、自治体・公務公共関係労働者と住民との分断攻撃の、原因と打開の方策を明らかにし、自治体・公務公共関係労働者と住民が一緒に考え、つくりあげていく運動が重要です。

3. 具体的な取り組み

(1) 全自治体を視野に、「憲法キャラバン」を取り組む

憲法改悪に向けた動きが具体化する中で、「憲法キャラバン」による対話・共同拡大の取り組みを重視し、2016年7月までに、すべての自治体を対象に「憲法キャラバン」を実施する事を目標に、2013年中にその実施計画を確立し、実践を開始します。

- ① 憲法キャラバンの実施にあたっては、「こんな地域と日本をつくりたい」の改定運動を地域から進めることともあわせ、すべての地方組織で、年間サイクルに組み入れることをめざします。
- ② 取り組みにあたっては、全労連公務部会、地方労連との共同の取り組みを重視します。
- ③ すべての地方組織での実施を進める上で、本部と地方組織で連携を取りながら、本部役員を配置して、「憲法学習講師」「街頭宣伝弁士」「憲法キャラバンへの参加」などの役割を担います。
- ④ 単組は、地方組織の憲法キャラバンに結集するとともに、地域での個人・諸団体と憲法をいかし守る対話と懇談に取り組みます。

(2) 改憲・構造改革に対置する、「こんな地域と日本をつくりたい」の提言運動を、職場・地域から進める

新自由主義による地方分権改革に加え、道州制など、改憲と一体となった統治機構見直しの議論が進められるもとで、その対抗軸として、この間自治労連として進めてきた「対話と提言の運動」を発展させ、「こんな地域と日本をつくりたい」の提言運動を、中央・地方で推進します。

- 1) すべての単組・職場が地域に足を踏み出し、住民の暮らしに寄り添い、「住民の役に立ちたい」思

いを「こんな地域と日本をつくりたい」の提言運動に

- ① 自治労連が作成した「憲法と地方自治をいかし、こんな地域と日本をつくりたい」リーフレットを活用し、憲法・住民の暮らし・地方自治などをテーマに、自治体首長など当局者、自治体議会、地域の経済団体や、住民団体等との懇談を進め、一致点での共同を広げます。
- ② 地方組織・単組では、2015年の一せい地方選挙や、中間選挙での民主的自治体建設を視野に、地方・単組の特色・課題を活かした「こんな自治体と日本をつくりたい」を運動と作成をめざします。従来進めてきた住民共同をさらに発展させ、「こんな地域をめざしたい」を展望し、この間の地域調査活動、「見直そう問い直そう」、など職場・地域の願いを实らせる個別課題の発信に取り組みます。

2) 中央段階での改定案の確立をめざす

この間の議論を踏まえ、自治労連の「憲法と地方自治をいかし、こんな地域と日本をつくりたい」(改定素案)の議論をさらに進め、新たな課題に対置する政策提起を進めます。さらに、地方や単組・職場での実践を踏まえ、自治労連の「こんな地域と日本をつくりたい」の改定案を、2014年第36回定期大会に向けて確立をめざします。

(3) 自治労連の「特別な任務」のスタートの全国的意意思統一を図る

——「職場から憲法をいかす、自治労連全国交流集会(仮称)」を成功させる——

名称:「仕事・職場から憲法を地域にいかす、自治労連全国交流集会(仮称)」

日程:2013年10月26日(土) - 27日(日)

規模:500人

内容:情勢学習、基調報告、運動交流、分科会討論

場所:静岡県伊東市

開催目的:

- ① 憲法をいかし、住民生活を守る「自治労連の特別な任務」の意意思統一をはかるとともに、今後3年間の運動の「2つの柱」に基づく全国闘争の推進を確認する。
- ② 情勢を学び、憲法をいかし、住民生活と地方自治を守る私たちの様々な運動の到達点の全国的な交流をはかり、確信とする。
- ③ 運動を進める上で、克服すべき運動課題や政策課題を明らかにするとともに、その解決に向けた取り組みの方向を確認する。

(4) 運動の推進体制

- ① 全中執、地方組織・ブロック代表、職域・規模別部会代表で構成する「推進本部」を設置します。
- ② 本部常駐役員で構成する「推進本部事務局」を置きます。
- ③ 本部、ブロック選出役員等で構成する「こんな地域と日本をつくりたい」改定委員会を設置します。
- ④ 必要に応じて、研究機構、自治体問題研究所の研究者の協力を得ます。